

# 平成 23 年度植物防疫事業・農薬安全対策の 進め方について

農林水産省消費・安全局 植物防疫課  
農産安全管理課農薬対策室

## はじめに

現在、我が国では食生活の多様化や物流の高度化に伴い、多様な国から多様な農産物の輸入が行われているが、一方で、我が国に存在しない病害虫の侵入リスクも高まってきている。また、これまででも、病害虫のまん延が深刻な農業被害をもたらす国民生活に重大な影響を及ぼす事態も発生しており、海外からの新たな病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫の役割はさらに重要となっている。

このため、植物防疫対策については、病害虫の侵入をよりの確に防止するための輸入検疫措置の見直しを行うとともに、国内防除の効率的な実施や重要病害虫の駆除に取り組むこととしている。また、食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる中で、環境への負荷の低減にも配慮した様々な防除技術を取り入れた総合的病害虫防除への取り組みを行うこととしている。

農薬の使用に伴う安全確保については、食品の安全に関する消費者の関心や要望が一層高まる中、科学的な安全性評価に基づく農薬登録と併せて、農薬使用基準に従って適正に農薬が使用されることが重要である。そのため、科学の進歩や安全性評価の方法の改善に対応すべく農薬登録制度の見直しを進め、農薬そのものの安全性をより一層確保していくとともに、多様な農薬使用者に対して、農薬使用基準の遵守および適正な保管管理を小規模な農業者などこれまでの指導が十分に行き届かなかった者に対しても徹底していく必要がある。このような取り組みにより、国産農産物の安全を確保するとともに、国民に安全な食品を安定的に供給していくこととする。

## I 平成 23 年度予算編成について

植物防疫対策に関する平成 23 年度予算においては、的確な病害虫防除のために必要な発生予察手法の新設、既存手法の改良を行うとともに、プラムボックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）などの農業生産に甚大な被害を与える重要病害虫の侵入・まん延防止および根絶に向け

た防除対策の実施等の植物防疫を巡る重要課題に重点を置いている。

一方、農薬安全対策に関しては、農薬の適正使用・管理の徹底、農産物などに含まれる有害物質のリスク管理対策の強化、並びに試験成績の信頼性確保を目的とした試験の適正実施に向けた試験従事者等への研修、残留農薬調査を行うために必要な分析機器等の整備への支援を引き続き行うこととしている。

## II 発生予察手法の改善などの検討について

我が国の国内食料自給率の向上や安定的な農産物生産のみならず、消費者が求める高品質の農産物の供給には、病害虫の防除は不可欠である。他方、国民・消費者の環境に対する関心が高まっており、病害虫防除にも環境への負荷低減が求められている。このため、農薬だけに依存した防除から、複数の防除技術を取り入れた環境負荷を低減する作物管理の概念である総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）を導入した防除体系への転換を推進しているところである。

効率的かつ効果的な防除を行い、IPM を実効性の高いものにするためには、病害虫の発生動向を的確に把握する必要がある。しかし、新たに我が国に侵入し、施設栽培などで減収減益をもたらしている昆虫が媒介するウイルス病や、生産圃場周辺環境や生産体系の変化により新たに顕在化した病害虫については、適時の防除実施が困難となっている。この要因の一つには、発生予察の手法が未策定であるために的確な発生状況が把握できず、効率的・効果的な防除に至っていないことが挙げられている。

このため、平成 22 年度から既存の発生予察の調査手法に改良を加えるとともに、手法が未確立であった病害虫に対する調査手法の策定などを行い、的確な病害虫発生予察情報に基づく効率的・効果的な防除が可能となる防除技術を確立する「発生予察の手法検討委託事業」を実施している。平成 23 年度も引き続き、防除技術の確立のため、本事業を実施していくこととしている。

### Ⅲ 農林水産航空事業を巡る状況について

有人ヘリコプターおよび無人ヘリコプターによる空中散布などは、水稻、畑作、果樹、森林等の病害虫防除のほか、播種、施肥、森林管理の諸作業、各種調査等、農林水産業の各分野において実施されており、農作業の効率化および低コスト化に寄与している。特に近年、水稻の病害虫防除で無人ヘリコプターの利用面積が増加している。一方で、国民の環境問題や健康へのリスクに対する関心の高まり等から、空中散布などに対しても、安全対策の徹底などによる安全かつ適正な実施が求められている。

そのような中、平成22年度は、全国的に水稻病害虫防除の最盛期である7月下旬～8月中旬の短期間に、空中散布中の無人ヘリコプターが作業員に衝突して1名が死亡する事故や、架線に接触後、工場の屋根に墜落し発火する事故等、空中散布中の無人ヘリコプターによる事故が相次いで発生した。

これを受け、農林水産省では、都道府県および関係団体と連携し、再発防止のための対策をとりまとめ、安全対策の強化を図ったところである。具体的には、以下の対策を図ることにより、平成23年以降の無人ヘリコプターによる空中散布などが安全かつ適切に実施されるよう、都道府県などの関係機関と連携して指導に努めることとしている。

#### ① 事故報告体制の強化

都道府県と国との間で、無人ヘリコプターによる空中散布などに伴う事故情報の収集体制を強化し、収集された事故情報の分析を行い、事故防止のポイントを整理、公表することにより、事故防止へ反映する。

#### ② オペレーター研修の強化

無人ヘリコプターの操作要員（オペレーター）の研修体制を強化し、事故を起こしたオペレーターに対して、再発防止のための研修を実施する。

### Ⅳ 植物検疫の諸課題について

#### 1 国内検疫について

農業生産に多大な被害を与える重要な病害虫の侵入・まん延を防止するためには、輸入時のいわゆる「水際」での検疫措置のみならず、国内においても適切な対策を実施することが重要である。これらの病害虫の侵入を可能な限り早期に見出し、防除・封じ込めを迅速・的確に行うことにより定着・まん延を未然に防止することを目的として、都道府県および植物防疫所は、全国の生産地や輸入港等において、火傷病菌やミカンコミバエ菌群等

を対象とした侵入警戒調査を実施している。

また、かんきつ類などに感染し、収量の低下、感染樹の枯死等の大きな被害をもたらすカンキツグリーニング病（奄美群島の一部および沖縄県で発生）や、サツマイモなどを食害し、塊根に独特の臭気を発生させて食用に適さなくするアリモドキゾウムシ（トカラ列島、奄美群島、沖縄県、小笠原諸島で発生）など、国内の一部の地域のみで発生している重要な病害虫については、植物防疫法に基づく移動規制によりまん延の防止に努めるとともに、カンキツグリーニング病（鹿児島県喜界町）、イモゾウムシおよびアリモドキゾウムシ（鹿児島県指宿市）、ウメ輪紋ウイルス（東京都青梅市他5市町）を対象とした緊急防除を行っており、早期の根絶・撲滅に向けた取り組みを実施している。

このように、国内の重要病害虫対策においては、同定・分析等の知識・経験を有する植物防疫所や試験研究機関と、地域に密着した都道府県の防除所などが連携し、市町村や地域住民の理解を得ながら一致団結して対応に当たっている。

#### 2 植物防疫所の体制など整備について

植物防疫所では、水際における植物検疫業務を適正かつ円滑に行うため全国に5本所、16支所、47出張所の体制のもと人員配置を行っており、平成23年度末の植物防疫官数は882人となる予定である。

また、輸入検査時の血清学的診断、遺伝子診断等の精度の高い検査手法の導入に対応するため、これまで主要国際空港に精密検定施設の整備を行ってきたところであるが、今後は海港での整備を進めることとしており、平成23年度は横浜港に新たな施設を整備する予定である。

#### 3 輸出植物検疫の取り組みについて

現在、農林水産省では、植物検疫上の理由で輸出ができない品目について、輸出相手国内の需要および国内産地の輸出を行う意欲・能力を踏まえ、輸出相手国に対し、解禁要請を行っている。

例えば、中国向けのぶどう、かんきつ類等、韓国向けのりんごおよびなし、豪州向けのももおよびぶどう等6か国20品目について、我が国の病害虫の発生状況や生産地での防除等の情報の提供、輸出相手国の植物検疫要求事項を満たすための検疫措置の提案等解禁に向けた対応に努めているところである。

また、逐次、相手国の検疫条件に関する説明会の実施、および新鮮な農産物の輸出を可能とするための集荷地における輸出検査の実施にも取り組んでいるところである。

一方、輸出相手国の輸入時の検査では、検疫病害虫の

発見や、残留農薬の検出等により、不合格となるケースが増加している。このような中、平成 18 年に検疫条件が設定された台湾向けりんご、なし、ももおよびすもも生果実では、平成 22 年 8 月、検疫条件の設定後初めて台湾の輸入検査で山梨県産のももからモモシンクイガが発見され、同県から台湾への輸入が暫定的に禁止となった。台湾側に本件に係る原因究明および改善措置を提出した結果、12 月には輸入禁止措置は解除されたが、再発防止のためには、産地における的確な防除と選果場における被害果実の除去の徹底が必要である。

このように、我が国の農産物を継続的に輸出していくためには、諸外国の検疫条件に合致した農産物を輸出することが不可欠であり、今後も関係部署と連携して産地に対する指導、助言、情報提供等を行っていくこととしている。

#### 4 国際条約について

国際植物防疫条約 (IPPC) 事務局が IPPC 第 10 条に基づき作成する植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) は、平成 23 年 2 月末時点で 34 本策定されている。これは SPS 協定に規定された「国際的な基準」であり、各国は原則として ISPM に基づいた植物検疫措置をとる必要がある。

毎年追加策定されている ISPM の内容が、我が国の植物防疫や貿易に与える影響が大きくなってきていることから、我が国の知見や意見を ISPM に反映させ、国際貢献を行うため、ISPM の策定過程に積極的に参加することとしている。

平成 22 年 7 月 26 日～30 日に、IPPC における植物防疫処理の検討を中心となって行っている「植物検疫処理に関する技術パネル」(Technical Panel on Phytosanitary Treatments: TPPT) を我が国のホストにより京都で開催した。

#### 5 輸入植物検疫の見直し

農林産物輸入の多様化などによる病害虫の侵入リスクの増大や国際条約への調和のため、我が国の輸入植物検疫を見直す必要が生じている。

これまで、我が国の植物防疫制度において、緊急防除、移動規制等の国内検疫措置と輸入検疫における措置との整合性を図るため、科学的根拠に基づいた病害虫のリスク評価を実施してきた。また、新たな知見により我が国未発生の病害虫が侵入するリスクが認められた場合には、栽培地検査対象植物や輸入禁止対象植物の追加等を行ってきた。

さらに、効率的・効果的な植物検疫を実施していくため、我が国が輸入している植物に付着している病害虫や

我が国の農林業において特に重要な植物に被害を及ぼし得る病害虫について、最新の情報を用いて計画的に病害虫の侵入リスクの再評価 (包括的 PRA) を行ってきた。

これらの取り組みをさらに推進し、発展させるとともに、検疫の対象とする病害虫を現在の検疫の対象から除外するものを明示する方式 (ネガティブリスト方式) から検疫の対象とするものを明示する方式 (ポジティブリスト方式) に変更して、検疫の対象とする病害虫に対してリスクに応じた植物検疫措置を適用していくなどの見直しを進めている。

## V 農薬安全対策の一層の推進

### 1 農薬登録制度の見直し

農薬の安全性を適切に評価するためには、農薬登録に関する国際動向を注視しつつ、最新の科学に基づいて農薬登録制度を適切に見直していくことが重要であることから、平成 19 年 12 月以降、「農薬登録制度に関する懇談会」において意見交換を実施してきたところである。これまでのところ、農薬の登録申請時に提出が必要な試験成績について、本年 4 月から作物残留試験に対して GLP (試験の適性実施に関する基準) を本格導入するとともに、作物残留試験の試験例数の増加に係る関係通知を改正し、平成 26 年 4 月から施行することとした。なお、飼料作物への農薬使用に伴う畜産物への農薬残留を確認する試験の導入は、関係通知の改正に向けて検討しているところである。

今後も引き続き、新たな試験項目の導入や試験成績の内容等について検討を進めていくこととしている。

### 2 生産段階における農薬の適正使用などの徹底について

農薬の適正使用に関しては、これまでも「農薬適正使用にかかる対応の強化について」、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」に基づき、都道府県や関係団体と連携して指導してきているが、依然として、適用作物の誤認などの不注意に起因する農薬の不適正使用の事例が報告されている。このため、昨年 12 月に「農薬適正使用の徹底について」を発出し、①ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分に確認すること、②農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること、③作物の名称や形状が似ている作物については、適用作物を誤認して農薬を使用することがないように注意することについて指導の徹底を図ったところである。また、併せて、農産物直売所などに出荷を行う生産者に対しても、対象作物に適用のあることが確認された農薬のみを使用するよう

指導の充実を図っている。加えて、平成22年に販売禁止農薬が使用された事例があったため、発出した「販売が禁止されている農薬の使用禁止の周知及び適正処理の徹底について」に基づき、指導の一層の徹底を図っていくこととしている。

これまでの系統組織を中心とした指導のみならず、農業構造の変化に対応した指導対象の重点化など、農薬の適正使用が図られるよう指導の工夫を図っていくことが必要となっている。

また、最近の農薬使用場面の多様化などから、農業場面以外においても周辺環境に配慮した農薬使用が重要であることから、「住宅地等における農薬使用について」に基づき、農薬以外の防除手段の検討並びにやむを得ず農薬を使用せざるを得ない場合の農薬使用に関する具体的な情報の周辺住民などへの事前周知について、関係機関と連携して指導を強化していくこととしている。

### 3 無登録農薬の製造・販売の事案に係る対応

植物保護液を称する資材から、殺虫効果を有する成分が農薬としての効果が認められる程度の濃度で検出されたため、無登録農薬として製品の回収が実施された。

このような事態に対応すべく、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者への指導について」を発出

するとともに、農薬としての効果を標榜する疑義資材に係る情報を広く募るため、農林水産省のホームページ上に「農薬目安箱」を設置した。

寄せられた情報をもとに、①農薬の効果を標榜している場合は、当該資材の製造者等に対する表示の是正指導を実施、②農薬としての効果を有する農薬成分含有量が確認された資材に対しては、農薬取締法に基づき立入検査を実施し、その結果に基づき製造・販売の中止を指導していくこととしている。

無登録農薬の使用による農産物の出荷停止等の影響も考え、生産現場で登録農薬が農薬使用基準に従って使用されるよう、引き続き地方農政局や都道府県と協力して、「疑わしい資材を購入しない、利用しない」という指導を徹底していくこととしている。

## おわりに

これらの植物防疫に係る課題に的確に対応するため、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、我が国の植物防疫関係者が一体となった取り組みが必要である。本誌読者の皆様にも、一層のご支援とご指導をお願いしたい。

## 新しく登録された農薬 (23.3.1 ~ 3.31)

掲載は、**種類名**、登録番号：**商品名**（製造者又は輸入者）登録年月日、有効成分：含有量、**対象作物**：対象病害虫：使用時期等。ただし、除草剤・植物成長調整剤については、**適用作物**、適用雑草等を記載。（登録番号：22886 ~ 22912）種類名に下線付きは新規成分。※は新規登録の内容。

### 「殺虫剤」

- **ミヤコカブリダニ剤** ※新規参入  
22894：ミヤコトップ（アグリ総研）11/03/02  
ミヤコカブリダニ：2000頭/250ml
- いちご（施設栽培）：ハダニ類：発生初期
- **スピネトラム水和剤**  
22909：ディアナWDG（住友化学）11/03/29  
スピネトラム：25.0%
- りんご：キンモンホソガ、シンクイムシ類、ハマキムシ類：  
収穫前日まで
- なし：シンクイムシ類：収穫前日まで
- もも：モモハモグリガ：収穫前日まで
- 22910：ディアナSC（住友化学）11/03/29  
スピネトラム：11.7%
- トマト：ハモグリバエ類：収穫前日まで
- ミニトマト：ハモグリバエ類：収穫前日まで
- なす：アザミウマ類：収穫前日まで
- キャベツ：コナガ、アオムシ、タマナギンウワバ、ハイマダ  
ラノメイガ、ハスモンヨトウ、ヨトウムシ：収穫前日まで
- ねぎ：ネギアザミウマ、ネギハモグリバエ：収穫前日まで

- レタス：ナモグリバエ：収穫前日まで
- 非結球レタス：ナモグリバエ：収穫前日まで
- いちご：アザミウマ類：収穫前日まで
- 茶：チャノキイロアザミウマ、チャノコカクモンハマキ、チャノホソガ、チャハマキ、ヨモギエダシヤク：摘採7日前まで
- **スピネトラム粒剤**  
22911：ディアナ箱粒剤（住友化学）11/03/29  
スピネトラム：0.50%
- 稲（箱育苗）：コブノメイガ：は種時（覆土前）～移植当日

### 「殺虫殺菌剤」

- **シラフルオフエン・カスガマイシン・トリシクラゾール粉剤** ※新混合剤  
22886：**ダブルカットJ粉剤3DL**（北興化学工業）11/03/02  
シラフルオフエン：0.50%、カスガマイシン：0.34%、トリシクラゾール：0.50%
- 稲：いもち病、もみ枯細菌病、ツマグロヨコバイ、ウンカ類、コブノメイガ、カメムシ類：穂揃期まで

(13ページに続く)